大磯町障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大磯町障害者の医療費の助成に関する条例(昭和52年大磯町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4級」を「3級」に改める。

第3条に次の1項を加える

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。
- (1) 65歳に達した日以後に前条に規定する障害者となった者
- (2) 前年(1月から9月までの間に第6条第1項の規定による申請をした者にあっては、前々年)の所得(地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号の規定による道府県民税(同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定(同 条第2項第2号に係る部分に限る。)は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大磯町障害者の医療費の助成に関する条例(以下「改 正前の条例」という。)第2条第1号に該当する者については、障害者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により医療費の助成を受けることができる者については、改正後の第3条第2項第1号の規定は、適用しない。

平成25年12月2日提出

大磯町長 中 﨑 久 雄